

審査基準

1. 審査基準の考え方

- (1) 応募事案の審査を行うため、事業の適格性・合理性、事業効果・事業意義に関する審査基準の項目を設定する。
- (2) 補助事業の適格性・合理性に関する配点は全体の約20%とし、約80%を事業効果・事業意義に関する配点とする。

2. 審査の項目

- (1) 適格性・合理性
 - ア 事業の実施計画の確実性及び合理的な実現性
 - イ 資金回収期間の妥当性
 - ウ リサイクル増加量
- (2) 事業効果・事業意義
 - エ 設備導入によるCO₂の削減効果
 - オ 事業の循環型社会の構築への貢献
 - カ 事業の先進性

3. 採択

- (1) 審査基準において、各項目に0点の項目がないこと。
- (2) 審査基準における採点基準の合計点数の高い順に採択する。

4 審査基準

審査項目		審査基準	採点基準		点数
適 格 性 ・ 合 理 性	ア 及 び 合 理 的 な 実 現 性 5 点	・ 本事業に対する理解度の高さ及び本事業の目的に照らして実施計画が合理的か、実現可能性の高さがどうかについて評価する。 (5点満点)	a	・ 本事業に対する理解度が高く、実施計画が本事業の目的に照らして合理的で、実現可能性が十分に高い。	5点
			b	・ 本事業に対して一定の理解があり、実施計画が事業目的に照らして妥当で、一定の実現可能性が見込める。	3点
			c	・ 本事業に対する理解度が低く、実施計画の実現可能性が低い又は判断できない。	0点
	イ 1 0 点	・ 資金回収期間が法定耐用年数の1/2となる事業を高く評価する。 (10点満点)	a	・ 資金回収期間が3年未満	0点
			b	・ 資金回収期間が3年～7年	10点
			c	・ 資金回収期間が7年以上	5点
	ウ リ サ イ ク ル 増 加 量 1 0 点	・ リサイクル増加量の費用対効果が高い事業を評価する。 (10点満点)	a	・ 中央値を5点とし、1点～10点を振り分ける。	10点
			リサイクル増加量費用対効果[円/t] = 補助対象経費の総支出予定額[円]*1 ÷ (再生素材増加量*2 × 耐用年数[年]*3) (耐用年数は9年とする) *1 補助対象経費の総支出予定額とは、補助対象設備の導入のために必要な見込額(補助金額と自己負担額の合計額)をいう。 *2 事業を実施することで増加する再生素材量 *3 補助対象設備の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める法定耐用年数をいう。) ※リサイクル増加量費用対効果により分布グラフを作成し、中央値を決定し採点する。(件数が少ない場合は、費用対効果が最も高いものを10点とし、費用対効果の比率により採点する。)		

審査項目		審査基準	採点基準	点数	
事業効果・事業意義	エ 設備導入による二酸化炭素の削減効果 35点	・削減効果の算出方法の明確さや考え方の妥当性について評価する。 (5点満点)	a	財団の指定した「循環資源のリサイクル及び低炭素化に関する効果算出ガイドライン」(Ver 1.0)(平成28年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室)に準ずるか、妥当な計算方法で算出している。	5点
			b	・上記 a の計算方法での算出が、やや不明確な個所がある又は根拠として一部に不適な個所がある。	3点
			c	・算出根拠が大幅に不明確な個所がある、又は大幅に不適な個所がある。	0点
		・CO2削減量の費用対効果について評価する。 (30点満点)	a	CO2削減量の費用対効果	30点
<p>CO2削減量の費用対効果を求める算定式</p> $\text{CO2削減コスト}[\text{円}/\text{t-CO2}] = \frac{\text{補助対象経費の総支出予定額}[\text{円}]^{*1}}{\text{エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量}[\text{t-CO2}/\text{年}]^{*2} \times \text{耐用年数}[\text{年}]^{*3}} \quad (\text{耐用年数は9年とする})$ <p>*1 補助対象経費の総支出予定額とは、補助対象設備の導入のために必要な見込額(補助金額と自己負担額の合計額)をいう。</p> <p>*2 事業を実施することで削減される年間のエネルギー起源二酸化炭素の排出量をいう。</p> <p>*3 補助対象設備の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める法定耐用年数をいう。)</p> <p>※費用対効果により分布グラフを作成し、中央値を決定し採点する。 (件数が少ない場合は、費用対効果が最も高いものを30点とし、費用対効果の比率により採点する。)</p> <p>※ただし、リサイクルが困難であったものをリサイクル可能とする新技術のような特別な場合を除き、費用対効果が、過年度採択実績平均の2倍*を超える場合は0点とする。なお、「削減効果の算出方法の明確さや考え方の妥当性」が0点の場合は、費用対効果の採点も0点となる。</p> <p>※過年度採択実績平均の2倍の額</p> <p>①プラスチックリサイクル高度化設備促進事業 13,000円/t-CO2</p> <p>②太陽光パネルリサイクル設備導入事業 82,000円/t-CO2</p> <p>③非鉄金属破碎・選別設備導入事業</p> <p>非鉄金属破碎 20,200円/t-CO2 非鉄金属選別設備 93,000円/t-CO2</p>					

審査項目		審査基準	採点基準	点数	
事業効果・事業意義	才事業の循環型社会構築への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・回収資源の用途がマテリアルリサイクル等により水平または付加価値が高い製品へ代替（例：自動車、家電用途、ボトル to ボトル）するものなど、循環型社会の構築への寄与度について評価する。（20点満点） 	a	<ul style="list-style-type: none"> ・処理能力が高く、かつ投入された廃棄物量に対して十分に高い割合で、回収資源をマテリアルリサイクル等により水平または付加価値が高い製品（例：自動車、家電用途、ペットボトル、衣料等の長繊維、シート等）に利用する。 	20点
			b	<ul style="list-style-type: none"> ・処理能力が低い、投入された廃棄物量に対して十分に高い割合で、回収資源をマテリアルリサイクル等により水平または付加価値が高い製品（例：自動車、家電用途、ペットボトル、衣料等の長繊維、シート等）に利用する。 	15点
			c	<ul style="list-style-type: none"> ・処理能力が高く、かつ投入された廃棄物量に対して十分に高い割合で、回収資源をマテリアルリサイクル等により他のプラスチック製品（例：擬木、パレット、建設資材、農業資材、短繊維製品等）などの付加価値の低い製品に利用する。 	10点
			d	<ul style="list-style-type: none"> ・処理能力が低い、投入された廃棄物量に対して十分に高い割合で、回収資源をマテリアルリサイクル等により他のプラスチック製品（例：擬木、パレット、建設資材、農業資材、短繊維製品等）などの付加価値の低い製品に利用する。 	5点
			e	<ul style="list-style-type: none"> ・投入された廃棄物量に対して、サーマルリカバリー（熱回収）としての利用の割合が大半を占める、又は、再商品化製品の売却先が不明確。 	0点
	カ事業の先進性	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルが困難であったものをリサイクル可能とするなどリサイクルの裾野を拡大するような先進的事業を高く評価する。（20点満点） 	a	<ul style="list-style-type: none"> ・従来は焼却や埋立などリサイクルが困難だった廃棄物について、新技術の導入や処理ラインの工夫などにより、マテリアルリサイクル等を可能としている。 	20点
			b	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルラインを工夫することにより、回収率や純度を上げるなど、質の高いリサイクルを行っている。 	10点
			c	<ul style="list-style-type: none"> ・標準的なリサイクルラインであり、確実にマテリアルリサイクル等が可能である。 	5点
	合計（満点）				100点